

9-1 酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売（消費）数量
	k0	千円	k0	k0
平成8年度	839,648	172,580,645	774,725	755,056
9	847,286	173,094,606	781,369	741,872
10	849,375	167,824,294	841,213	738,637
11	864,153	167,813,131	850,441	750,973
12	865,805	164,979,689	843,349	744,514
13	877,686	158,778,661	874,946	749,763
清 酒	109,530	13,879,374	77,916	96,958
合 成 清 酒	X	X	X	6,517
しょうちゅう	甲 類	27,348	6,326,052	22,089
	乙 類	851	185,136	1,624
	計	28,200	6,511,189	23,713
みりん	X	X	X	6,209
ビール	501,259	111,279,495	554,692	344,107
果実酒類	果実酒	3,557	162,022	3,826
	甘味果実酒	179	21,415	134
	計	3,736	183,435	3,962
ウイスキー類	ウイスキー	7,633	2,963,656	3,817
	ブランデー	527	208,883	56
	計	8,161	3,172,538	3,873
スピリッツ類	981	300,492	593	2,014
リキュール類	8,935	815,583	367	30,911
雑 酒	発泡酒	213,620	22,439,424	204,161
	粉末酒	—	—	—
	その他の雑酒	95	12,340	73
	計	213,713	22,451,762	163,833
合 計	877,686	158,778,661	874,946	749,763

調査期間等：課税数量及び税額は平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税実績であり、製成数量及び販売（消費）数量は平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の数量である。

調査時点：製造場数及び販売場数は平成14年3月31日現在である。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

3 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。